

DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務の受注者を、価格のみによらず専門知識や実績等の様々な観点から選定を行う公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 プロポーザルの概要

(1) 業 務 名

DX推進戦略策定支援及び伴走型DX推進支援業務

(2) 業 務 内 容

別紙「DX推進戦略策定支援及び伴走型DX推進支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに。

(3) 履 行 期 間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

(4) 予算額（契約限度額）

4, 9 9 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）以内

3 事務局

隠岐の島町役場 総務課 情報システム係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8572

E-mail : inf-sys@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格要件

公告日を基準日として次に掲げる条件をすべて満たした者であること。なお、本町との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (3) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 次の全ての事項に該当する者であること。
 - ア 過去 3 年間で、自治体に対しての従業員の派遣を伴った伴走型支援による DX 推進支援業務の実績を 20 件以上有する者。
 - イ 上記アの実績の内、島根県内の自治体に対して、従業員の派遣を伴った伴走型支援による DX 推進支援業務の実績を有する者。
- (7) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、第 2 次審査以降の日程については変更する場合がある。

	項 目	日 程
第 1 次 審 査	募集の公告（実施要領等の配布）	令和 6 年 8 月 1 5 日（木）
	参加表明書の受付期間	令和 6 年 8 月 1 5 日（木）から 令和 6 年 9 月 4 日（水）午後 5 時まで
	参加表明書等に関する質問書受	令和 6 年 8 月 1 5 日（木）から

	付期間	令和6年8月26日（月）午後5時まで
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和6年8月28日（水）
	第1次審査結果発表（通知）	令和6年9月6日（金）
第2次審査	企画提案書提出期間	令和6年9月19日（木）午後5時まで
	第2次審査（ヒアリング）	令和6年9月25日（水）変更の可能性有り
	結果の通知（発送）	令和6年10月上旬予定

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

（URL：<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>）

- （1）公告文
- （2）DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル実施要領
- （3）DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル評価要領
- （4）DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- （5）DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル企画提案書等作成要領
- （6）DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務仕様書
- （7）各様式

9 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第2号）により提出すること。

- （1）提出期限 **【参加表明書等に関する質問】** 令和6年8月26日（月）午後5時（必着）
【企画提案書に関する質問】 令和6年9月10日（火）午後5時（必着）
- （2）提出先 事務局
- （3）提出書式 質問書（様式第2号）
- （4）提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務質問書」とし、送信すること。
- （5）回答期限 **【参加表明書等に関する質問】** 令和6年8月28日（水）
【企画提案書に関する質問】 令和6年9月12日（木）
- （6）回答方法 **【参加表明書等に関する回答】** 隠岐の島町ホームページに掲載
【企画提案書に関する回答】 電子メールにて企画提案書提出者に送信

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月4日(水)午後5時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。
持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(町役場閉庁日除く)。
- (4) 提出書類(各1部) ※参加表明書作成要領のとおり
 - (ア) 参加表明書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要書(様式第3号)
 - (ウ) 業務実績書(様式第4号)
 - (エ) 業務実施体制調書(様式第5号)
 - (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(発行から3カ月以内のもの。写し可)
- (5) 作成方法
DX推進戦略策定支援及び伴走型DX推進支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領を参照し、作成すること。

11 第1次審査【資格審査・書類審査】

- (1) 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- (2) 第1次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者へ、電子メールで通知する。
また、第2次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- (3) 第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - (ア) 参加資格及び適格要件を満たしているか。
 - (イ) 必要書類・記載事項が整っているか。
- (4) 応募者が5者以上になった場合は、下記の項目で上位5者を選定する者とするものとする。
評価項目及び評価の視点、評価点数は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	評価点数
業務実績及び 実施体制	・同様の業務委託の実績があり、業務を適切に実行できているか。 ・的確に業務を遂行できる体制と必要な能力をもった配置可能な従業員を十分に有しているか。 ※DX推進戦略策定支援及	15点 (別表1・2)

	び伴走型 DX 推進支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領等による。	
--	-------------------------------------	--

- (5) 審査委員会第1次審査結果発表（通知）
審査結果発表（通知） 令和6年9月6日（金）

1.2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月19日（木） 午後5時（必着）
(2) 提出先 事務局
(3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る）とし、併せて電子データ1式をCD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。
(4) 提出書類
(ア) 企画提案提出書（様式第6号） 1部提出
(イ) 企画提案書（任意様式）
①6部提出（5部「企業名無し」、1部「企業名有り」）
②A4サイズ、縦長片面とする。
③文字サイズは10.5ポイント以上
④カラー可、図、絵、写真等の使用は可
(ウ) 参考見積書
①6部提出（5部「企業名無し」、1部「企業名有り」）
②様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
③企業名有りの見積書は、押印の上、宛先を隠岐の島町長とすること。
(エ) Web 会議システムでのリモート参加表明書（任意様式）
①現地で参加する場合は不要とする。
②Web 会議システムにより、リモート参加する旨を明記すること。当日アクセスするためのURL・ID・パスワードを併せて記載すること。

1.3 第2次審査【プレゼンテーション及びヒアリング】

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 開催日 令和6年9月25日（予定：変更する場合有り）
(2) 場所 隠岐の島町役場本庁2階 201会議室
(3) 時間構成 プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定である。
(4) 出席方法 現地またはWeb 会議システムによるリモート参加のいずれかを参加者が選択する。

(5) 留意事項

- (ア) プレゼン等には DX 推進アドバイザーの出席を必須とし、出席者は3名以内（パソコン操作員含む）とする。
- (イ) プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- (ウ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。
- (エ) Web 会議システムによるリモート参加の場合、使用するシステムは参加者が用意するものとする。また、プレゼン等の会場で Web 会議システムに接続・投影するための機器は事務局が用意するものとする。
- (オ) 出席方法による採点方法に違いはないものとする。

1 4 審 査

(1) 審査委員会

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 総務課長
委員	隠岐の島町 地域振興課長
委員	隠岐の島町 商工観光課長
委員	隠岐の島町 町民課長
委員	隠岐の島町 保健福祉課長

(2) 第1次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(3) 第2次審査（企画提案書審査・プレゼン等）

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目	評価点	評価基準
業務実績及び実施体制（提案者評価）	15 点	別表 1・2
DX 推進戦略策定支援に対する評価	15 点	別表 1・2
伴走型推進 DX 支援に対する評価	30 点	別表 1・2
提案者に対する評価	20 点	別表 1・2
独自提案に対する評価	10 点	別表 1・2
本提案にかかる経費・コストに対する評価	10 点	別表 1・2

1 5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、別紙仕様書の内容を追加及び変更を行うことがある。
- (3) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。
- (4) 町は、契約締結後に受注者の本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合、契約の解除ができるものとする。
- (5) 町は、受注者の本契約の結果に関して、受注者の責めに帰すべき事由により被った損害については、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

1 7 その他事項

- (1) 提出書類は、返却しないものとする。
- (2) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。

別表 1 (評価項目等)

評価項目		評価の視点	配点
提案者評価	業務実績及び実施体制	・同様の業務委託の実績があり、業務を適切に実行できているか。 配点 5 点 (※評価基準については、実績数により評価する。) 的確に業務を遂行できる体制と必要な能力をもった配置可能な従業員を十分に有しているか。 配点 10 点 (※評価基準については、DX 推進アドバイザー在籍数により評価する。) ※伴走型 DX 型推進支援及び DX 推進戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領等による。	15 点
	DX 推進戦略策定支援に対する評価	・本町の特徴を的確にとらえた実効性の高い計画策定が見込めるか。	15 点
内容評価	伴走型 DX 推進支援に対する評価	・状況を把握し支援するための、具体的な内容・方法、回数、範囲等が示されているか。 配点 10 点 ・課題の整理方法について、具体的な方法が示されているか。 配点 10 点 ・効果が期待できる内容となっているか。 配点 10 点	30 点
	提案者に対する評価	・支援実績 豊富な支援実績を有しているか。 同規模自治体・同条件自治体(離島・僻地等) 配点 10 点 ・実施体制 必要な能力を有する担当者を必要数配置する提案がなされているか。 配点 10 点	20 点
	独自提案に対する評価	・仕様書にない事項であって、本事業にとって有益となる提案が示されているか。	10 点

提案価格評価	本提案にかかる経費・コストに対する評価	・提案内容に照らし、見積金額は妥当であるか。	10 点
--------	---------------------	------------------------	------

別表 2（評価基準）

採 点			評 価
配点が 5 点の場合	配点が 10 点の場合	配点が 15 点の場合	
5 点	10 点	15 点	特に優れている
4 点	8 点	12 点	優れている
3 点	6 点	9 点	普通 (通常想定される程度)
2 点	4 点	6 点	やや不十分
1 点	2 点	3 点	不十分